

チューリップテレビドローンスクール規約

2020年9月1日制定

(目的)

第1条

チューリップテレビドローンスクール規約（以下、本規約という。）は、チューリップテレビドローンスクール（以下、当スクールという。）の講習課程（以下、講習という。）の受講希望者（以下、希望者という。）または受講者が、当スクールの講習への申し込みまたは講習を受講する際において遵守しなければならない事柄について定めるものです。

(運営)

第2条

当スクールは、一般社団法人日本UAS産業振興協議会（以下、JUIDAという。）の認定を受けて、株式会社北陸チューリップ（以下、当社という。）が運営するスクールです。

(講習)

第3条

1. 当スクールは、JUIDAの定める認定スクールの規約、基準及び講習課程等にもとづき、受講者に対し、無人航空機（以下、ドローンという。）の操縦技能及び航行上の安全に関わる知識を習得するための講習を実施いたします。
2. 当スクールの講習、スケジュール、講習場所等は、事前に当社が定めるところによります。希望者は、当スクールのホームページに記載された当該内容をご確認のうえお申込みください。
3. 当スクールの講習の円滑な運営及び質的向上をはかることを目的として、講習の様子を映像等で記録する場合がありますので予めご了承ください。記録内容は目的のためだけに使用し外部には一切漏らしません。

(受講料)

第4条

1. 当スクールの受講料は、当社が事前に講習毎に定めるところによります。希望者は、別紙「受講料一覧表」をご確認のうえお申込みください。
2. 受講料に含まれるものは料金とともに明示いたします。希望者は、受講の申込み前に、受講料に含まれる内容をご確認のうえお申込みください。
3. 当スクールの講習は、あらかじめ当スクールのホームページ等で明示された施設や場所において実施いたします。講習の実施場所までの交通費は、受講料に含まれません。その場合の交通費等は受講者負担となります。

(JUIDA 証明証の取得)

第5条 JUIDA 証明証の取得

1. 当スクールにおいて所定の講習を受講し試験に合格した受講者は、JUIDAの定める要件及び手続き

を充たすことにより、JUIDA から無人航空機操縦技能証明証または無人航空機安全運航管理者証明証の交付を受けることができます。

2. 当スクールの提供する講習の料金には、前項に定める各証明証の交付を受けるために受講者が JUIDA またはその他の第三者に支払う費用は含まれておりません。

(受講契約)

第 6 条

1. 希望者は、当社に対し、受講を希望する講習、実施スケジュール、講習場所、受講料及び本規約の遵守に同意して、受講の申込みをするものとします。
2. 希望者が、当スクールの講習について当社の定める方法により申込みを行い、当社がこれを承諾することにより、希望者と当社との間に、当スクールの講習の受講に関する契約（以下、受講契約という。）が成立するものとします。
3. 受講契約が成立したときは、本規約の定めにしたがって、受講者は当社に対し受講料を支払い、当社は受講者に対し所定の講習を提供・実施するものとします。
4. 受講契約の成立後に、受講者が受講を申し込んだ講習を変更することはできません。また、受講者が受講する講習に欠席したまたは遅刻したときは、当社は、受講料の返金および講習の再提供をいたしません。

(受講料の支払い)

第 7 条

1. 受講者は、受講契約の成立後、講習を開始する日の 5 営業日前までに、当社に対し、当社の定める方法により、受講料およびこれに対する消費税相当額の合計額を支払うものとします。支払いにかかる費用は、受講者が負担するものとします。
2. 受講者が前項に定める期限までに受講料を支払わないときは、当社は、当該受講者の受講を拒絶することができるものとします。

(申込の拒絶)

第 8 条

1. 当社は、希望者が次に掲げるいずれかに該当すると判断したときは、ただちに受講の申し込みを拒絶することができるものとします。
 - (1) 本規約の遵守に同意しない場合
 - (2) 講習の受講条件を満たさない場合
 - (3) 法律行為を行う能力を有しない場合
 - (4) 法人である場合
 - (5) 過去に本規約もしくは当社の提供する他のサービスあるいは業務の契約もしくは規約に違反し、または、当社の提供するサービスあるいは業務に関する契約を解除されたことがある場合
 - (6) 第 7 条第 1 項に定める事項を当社に対し履行しない場合
 - (7) 第 19 条第 1 項または第 2 項の各号に該当する場合

(8) その他、当社が受講申込を受諾するに相当でないと認める場合

2. 当社は、希望者からの受講の申込みを拒絶したときであっても、その理由を希望者に通知いたしません。
3. 希望者は、当社が希望者からの受講の申込みを拒絶したことに対し、異議を述べることはできないものとします。

(希望者及び受講者の情報)

第9条

1. 希望者は、受講契約の申込み時に、当社に対し、氏名、顔写真データ、住所、電話番号、メールアドレス、所属する団体名、部署名その他当社が指定する事項を通知するものとします。当社は、これらの情報を、第18条第2項に定める目的で使用します。
2. 当社は、受講の申込みを行った希望者または受講者に対して、本人確認書類の提示を求めることができます。
3. 受講者は、第1項にもとづき、当社に通知した事項に変更が生じたときは、当社に対し、速やかにその変更を通知するものとします。
4. 受講者からの第1項または第3項に定める通知の内容に誤りまたは虚偽があった場合において、それによって受講者に不利益が生じたときは、当社は、その不利益について何ら責任を負いません。

(受講者の権利)

第10条

1. 受講契約に基づき当スクールの講習を受講する権利は、受講者本人のみに帰属します。受講者は、この権利を第三者に譲渡することはできません。
2. 当社は、受講者に対し受講証を発行します。受講者は、講習の受講中は常に受講証を携帯するものとします。当社が受講者に対し受講証の提示を求めたときは、受講者は、これを提示するものとします。受講者は、受講証を第三者に譲渡または貸与することはできません。受講証は、受講する当該講習の実施期間中に限り効力を有するものとします。本契約または講習が終了したときは、受講者は、当社に対し、速やかに受講証を返却するものとします。

(講習の修了試験等)

第11条

1. 当スクールの講習には、修了試験（以下、試験という。）を課すものがあります。
2. 試験を課す講習において、試験の合格判定は、JUIDAが定める基準に基づき厳正に行います。受講者は、当社が行った合格判定に異議を述べることはできません。ただし、当社による合格判定が厳正でないことが客観的な証拠に基づき明白である場合を除きます。
3. 当社は、試験に合格しなかった受講者に対し、補講または再修了試験（以下、再試験という。）を実施することができるものとします。この場合において、補講または再試験の費用は、第4条第2項に定める受講料には含まれないものとします。
4. 受講者が補講または再試験を受講するときは、受講者は、当社に対し、当社があらかじめ別に定める

補講料または再試験料を支払うものとし、補講または再試験に関する当社と受講者の合意の成立については、第4条各項の規定を準用するものとします。補講料または再試験料の支払いについては、第6条及び第7条の各項の規定を準用するものとします。当社は、補講の受講を再試験の受験の条件とすることができるものとします。

5. 当社は、受講者が必ず講習を修了できることを保証いたしません。
6. 当社は、試験に不合格となった受講者に対し、必ず補講または再試験を行うことを保証いたしません。

(解約及び返金)

第12条

1. 受講者は、受講契約の締結後、講習の終了までの間、当社に対して書面で通知することにより、いつでも受講契約を解約することができるものとします。
2. 受講者が受講契約を解約したときは、受講者は、当社に対し、その解約の通知が当社に到達した時期に応じて、次に定めるキャンセル料を支払うものとします。

解約の時期	キャンセル料
講習開始日の7営業日前まで	不要
講習開始日の6営業日前から講習開始日の前日まで	受講料の50%
講習の当日以降	受講料の100%

3. 受講者が第1項の規定に基づき受講契約を解約した場合において、当社がすでに受講者から受講料を受領しているときは、当社は、受講者に対し、受講料から前項に定めるキャンセル料を控除した金額を返還するものとします。返還にかかる費用は、受講者が負担するものとします。
4. 当社は、受講契約の締結後、講習の終了までの間、受講者に対して書面で通知することにより、いつでも受講契約を解約することができるものとします。
5. 前項の場合において、当社が受講者から受講料を受領しているときは、当社は、受講者に対し、受講料の全額を返還するものとします。ただし、当社による解約が第14条第1項に基づくものである場合を除きます。
6. 当社が第4項に基づき受講契約を解約したときは、当社は、受講者に対し、前項に定める受講料の返還義務を除き、何らの責任を負わないものとします。

(受講者の義務及び禁止事項)

第13条

1. 受講者は、講習を受講するにあたり、法令、本規約および当社が別に定める当スクールに関する規則を遵守するものとします。
2. 受講者は、講習の受講中（以下、受講中という。）、当スクールの講師の指示に従うものとします。
3. 受講者は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 受講中に当スクールの講師の指導に従わずにドローンを操作する行為
 - (2) 受講中に受講者または第三者が所有するドローンを使用する行為、および当スクールが指定するドローン以外のドローンを使用する行為

- (3) 当スクールの施設、設備、機器または機材（ドローンを含む。以下同じ。）を毀損し、改変し、改造しまたは無断でもしくは講習以外の目的で使用する行為
- (4) 酩酊状態、酒気帯び状態またはその他の薬物の影響を受けている状態での講習の受講
- (5) 受講中の飲食、飲酒または喫煙
- (6) 故意にドローンの危険な操作を行う行為
- (7) 講習の運営を妨害する行為
- (8) 当社の許可を得ずに講習の内容または当社の施設、設備、機器もしくは機材を写真撮影、動画撮影、録画しまたは録音する行為、およびそれらの写真、動画、録画または録音を公表する行為
- (9) 当スクールの講師もしくは従業員または他の受講者への脅迫、暴言、誹謗、中傷、名誉棄損、差別、セクシャルハラスメント、わいせつ行為、つきまといその他不安または不快感を与える行為
- (10) 当社、当スクールまたは当スクールの講師もしくは従業員に関し、虚偽の風説を流布し、誹謗もしくは中傷し、信用を棄損しその他当スクールの業務の遂行に支障を及ぼす行為
- (11) 他の受講者の個人情報その他プライベートに関する情報をみだりに聴取したり公開する行為
- (12) スクールの敷地もしくは施設において、またはその他の場所であって講習を実施する場所において政治的活動、宗教的活動、商業的行為その他これに類似する活動を行う行為
- (13) 当スクールの敷地もしくは施設、またはその他の場所であって講習を実施する場所に、ペット、酒類または法禁物を持ち込む行為
- (14) 当スクールの敷地もしくは施設において、またはその他の場所であって講習を実施する場所において、喫煙が認められた場所以外で喫煙する行為
- (15) 法令（ドローンの使用に関する法令を含む。）、本規約または当社が別に定める当スクールに関する規則に違反する行為
- (16) その他当スクールの秩序を毀損し、平穩を害しまたはその他公序良俗に反する行為
- (17) 前各号に定める行為を第三者に行わせる行為または行わせようとする行為

（違反行為による解除）

第14条

1. 受講者が本規約に違反したときは、当社は、何らの催告を要することなく、受講契約を解除することができるものとします。
2. 前項の場合において、受講者の違反行為によって当社に損害が生じたときは、受講者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

（不可効力）

第15条 不可抗力

1. 当社が不可抗力によって講習を実施できないとき、または不可抗力のために安全かつ円滑な講習の実施が不可能であると判断したときは、当社は、講習の内容を変更し、または受講契約を解除して講習の実施を中止することができるものとします。本条において不可抗力とは、天災、火災、洪水もしくは荒天、疾病、政府機関による一切の行為、法令による規制、労働争議、電力もしくは交通機関の停止、機材、設備、部品その他の講習実施のために必要な物もしくはサービスの供給の停止、その他当

社の合理的な管理の及ばない一切の事象をいうものとします。

2. 前項の場合においては、当社は、受講者に対し、何らの責任を負いません。
3. 第1項の規定に基づき当社が受講契約を解除し講習の実施を中止した場合において、当社がすでに受講者から受講料を受領していたときは、当社は、受講者に対し、遅滞なく、受領済みの受講料を返還するものとします。そのときの手数料等は当社が負担するものとします。

(免責および責任)

第16条

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって受講者が損害をこうむったときは、受講者に対し、何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 受講者自身の故意または過失
 - (2) 第三者（他の受講者を含む。）の故意または過失
 - (3) 講習の受講時以外に発生した一切の事由
 - (4) その他当社の責によらない事由
2. 受講者の行為によって第三者（他の受講者を含みます。）に対して損害を与えたときは、受講者は、自らその第三者に対して責任を負うものとし、当社に対して一切の迷惑をかけないものとします。

(教材)

第17条

1. 当社は、受講者に対し、講習において使用する教材その他の資料（以下、教材等という。）を交付または貸与することがあります。
2. 当社が受講者に対して求めたときは、受講者は、当社の指示にしたがって、教材等を当社に対して返還または廃棄するものとします。
3. 教材等に含まれる著作物の著作権、商標の商標権その他一切の権利は、当社または当社がそれらの使用許諾を受けた第三者に帰属します。
4. 受講者は、教材等に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - (1) 第三者への譲渡または貸与
 - (2) 複製（印刷物を電子データ化することを含みます。）
 - (3) 引用または転載（インターネット上で閲覧可能にすることを含みます。）
 - (4) その他当社または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為

(個人情報の取扱い)

第18条

1. 当社は、受講者から第9条第1項に定める個人情報を取得します。
2. 当社は、取得した個人情報を次の目的で使用します。
 - (1) 受講者の受講履歴その他の管理のため
 - (2) 受講者に対し受講契約または講習に関して必要な事項を連絡するため
 - (3) 受講者に対し当スクールの製品、サービス、イベントその他の宣伝を行うため

- (4) 受講者からの問い合わせに対応するため
- (5) 受講料の請求をするため
- 3. 当社は、取得した個人情報を法令に基づいて適切に取り扱います。
- 4. 個人情報に関するお問い合わせ等および苦情等は、当スクールのホームページ記載のお問い合わせ先にて受付ます。

(反社会勢力の排除)

第 19 条

- 1. 受講者は、当社に対し、次の各号の事項を表明し保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はその他これらに準ずる者（以下総称して、反社会的勢力という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して受講契約を締結するものでないこと
 - (3) 反社会的勢力との間に、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
 - (4) 反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
- 2. 受講者は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求行為
- 3. 当社は、受講者が第 1 項又は第 2 項の各号に反したときは、何らの催告を要さず、直ちに受講契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項に基づく解除により受講者に損害が発生した場合でも、当社は受講者に対し一切の責任を負わないものとします。
- 5. 受講者が第 1 項または第 2 項の各号に違反し、これによって当社に損害が発生したときは、受講者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 20 条

本規約および受講契約は、日本法を準拠法とし、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規約または受講契約に関連して当社と希望者または受講者との間に発生する一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(制定)

第1条

本規約は令和2年9月1日に制定し、同日から施行する。

(法人契約)

第2条

1. 当社は、当社の判断により、法人との間で受講契約を締結することができるものとします。法人は、当社と受講契約を締結したときは、受講契約の内容にしたがって、その法人の役員または従業員（以下、従業員等という。）に当スクールの講習課程を受講させることができるものとします
2. 前項の場合においては、法人は、自ら本規約を遵守するとともに、講習を受講する従業員等に本規約を遵守させるものとし、法人は、当社に対し、講習を受講する従業員等の行為について一切の責任を負うものとします。
3. 第2項の場合において、当社が、当スクールに関し本規約とは別に法人を対象とする規定等を定めるときは、法人はこれにしたがうものとします。

以上

受講料一覧表

2020年9月1日現在

記号	講習課程	料金（税別）	受講条件・備考
A	無人航空機操縦技能・安全運航管理者コース	240,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満は受講不可 ・受講料には、テキスト代、会場費用、試験料、ドローン使用料。保険料を含む
B	無人航空機操縦技能コース	210,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満は受講不可（親権者同意書にて16歳以上可） ・受講料には、テキスト代、会場費用、試験料、ドローン使用料。保険料を含む
C	安全運航管理者コース	50,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満は受講不可 ・A、Bコース受講者または修了者対象のコース ・受講料には、テキスト代、会場費用、試験料、保険料を含む

【A～Cの共通受講条件】

両眼で視力0.7以上（視力矯正可）、無人航空機の灯火の色（赤・青・黄）が識別できる、日常に発生する音や無人航空機の動作音が認識できる、このほか無人航空機の安全航行に支障がでる身体的障害がないこと。

※補足説明

- (1) 上記料金は基本料金です。割引料金が設定される場合がありますので、ホームページ等で最新情報をご確認ください。
- (2) 会場費用には、座学講習室・屋内外会場の使用料、光熱費、電気代等が含まれます。
- (3) 保険料には、ドローン機体保険料、賠償責任保険料が含まれます。
- (4) 講習に使用するドローン機体は、当スクールが用意した機体を使用します。持ち込みはできません。
- (5) 操縦操作に必要なため、iPad（9.7インチ以下）またはiPhoneをご用意ください。お持ちでない場合は、当スクールの機器を無料でご利用いただけます。
- (6) 再試験については、実技10,000円（税別）/1回、筆記5,000円（税別）/1回を申し受けます。
- (7) 無人航空機操縦技能コース（B）の受講者が、20歳未満の場合は、「親権者（法定代理人）同意書」及び住民票謄本または戸籍謄本の提出（コピー）が必要となります。

以上